

令和5年第1回農業委員会総会会議録

令和5年第1回船橋市農業委員会総会を令和5年1月11日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

伊藤 賢司 白井 廣司

欠席委員（1人）

金子 一雄

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。 なお、金子一雄会長職務代理から欠席の連絡が入っております。
局長	事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
議長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 10番、石井俊郎委員と、12番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い、審議に入ります。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

齋藤審査班長

それでは、今月5日、織戸孝委員、白井廣司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、高根町に在住の申請人が、近隣の法人と取引する化学製品製造業を営む法人からの要望を受けて、資材置場として整備し貸し出すものです。

現地は田で、隣接地は用悪水路となっており、周囲は万能板を施工、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われまます。

また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書にて確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われまます。

以上です。

議長

本議案につきまして、ただいまの審査班長報告に対しまして、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、今日5日、高橋光一委員、伊藤賢司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図4から6ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、設備工事業を営む譲受人が、事業の拡大により既存の資材置場及び駐車場が手狭となったため、当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は雑種地・用悪水路及び河川となっており、周囲は鋼板を施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

また、隣接には農地はありません。

資力については、融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の2から3を上程いたします。

議長

齋藤審査班長

本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、不動産を営む譲受人が、事業者複数からの要望を受け、当該地を取得し、貸車両置場及び貸資材置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、排水管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、児童発達支援センターとらのこキッズと身体障害者福祉作業所太陽の社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、不動産を営む譲受人が、隣接地の宅地開発に伴い、道路として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は雑種地、道路、現況道路の畑及び転用許可済の畑となっており、雨水については、U字溝に放流することから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。また、隣接に転用許可済地以外の農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市立二和小学校と林歯科医院の教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4から6を上程いたします。

議長

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図13から15ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地32棟として転用するものです。

現地は畑、隣接地は畑、宅地、雑種地、道路及び現況道路の畑となっており、周囲は擁壁及びコンクリートブロックを施工、雨水は地下貯留浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接しているこ

とから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地13棟として転用するものです。

現地は畑及び現況畑の田で、隣接地は宅地及び水路となっており、周囲はブロックを施工、雨水については雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。
また、申請地周辺には農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きは、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図19から21ページをご覧ください。

2号議案の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。

現地は現況畑の田及び宅地で、隣接地は宅地、道路及び水路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の7から12を上程いたします。

議長 本議案につきまして、齋藤審査班長の報告を求めます。

齋藤審査班長 それでは引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4から6ページ、地図22から24ページをご覧ください。

2号議案の7から12につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

2号議案の7から12につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地27棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、山林、宅地、道路及び現況道路の畑及び山林となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水抑制施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、6議案につきましては、許可相当と思われま

す。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長

議長

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第3号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。議案書は7ページです。

本件につきましては、古作に在住の申請人の母が、令和4年5月に死亡したことにより、耕作地11筆、計1万5,048平方メートルのうち、生産緑地である古作の畑1筆、657平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われまます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

令和4年度第8次農用地利用集積計画について、議案第4号の1を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、白井推進委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

白井推進委員退室

議長
事務局

それでは、本議案につきまして事務局から説明を願います。

議案第4号の1につきましては、令和4年度第8次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は8ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、楠が山町の畑4筆計3,467平方メートルに使用貸借による権利3年を新規に設定するものです。事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第8次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

白井推進委員、入室をお願いします。

————— 白井推進委員入室 —————

議長
局長
議長
事務局

局長。

令和4年度第8次農用地利用集積計画について、議案第4号の2から5を上程いたします。

本件につきまして、事務局から説明を願います。

議案第4号の2から5につきまして、議案書は8ページから9ページです。

2は、小野田町の田7筆計7,168平方メートルに賃借権6年。

3は、馬込町の畑3筆計1,731平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

続いて、4から5につきましては、更新による継続契約についてでございます。

4は、豊富町の畑1筆732平方メートルに賃借権3年。

5は、古和釜町の畑2筆計1,982平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第8次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

農地利用最適化推進委員の募集要項について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

農地利用最適化推進委員については、農業委員と同様、令和5年7月19日が任期となっております。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっておりますので、次期推進委員の選定事務を進めていく必要がございます。

令和2年の前回募集時に、スケジュールや担当区域、募集要項について、農業委員会総会にてご協議いただき、委員の皆様のご意見が反映された募集及び選定が行えたと考えております。

次期農地利用最適化推進委員の募集については、制度の大きな変更や、法律の改正などがないため、前回は踏襲し、スケジュールや募集要項を事務局で作成いたしました。まずはお手元のスケジュールをご覧ください。

今回の募集期間は2月15日から3月14日までとなります。その間に、推進委員選任に係る評価項目の確認をお願いしたいと考えております。

なお、選定方法は前回同様、農業委員による選定委員会方式で行う予定であります。

評価項目の確認後、5月に選定委員会開催、6月に推進委員候補者の承認、7月の臨時総会で新農業委員にて推進委員の委嘱を行うことを予定しております。

次に募集要項をご覧ください。募集要項につきまして、基本的事項は前回同様で作成しております。異なる箇所のみを説明してまいります。

要項1ページの2番、「次期農地利用最適化推進委員の任期」は、農業委員と同様であり、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっております。

続いて6番、「募集期間」についてです。令和5年2月15日水曜日から3月14日火曜日までの約1か月間としております。

次に3ページ目に別表として担当区域の一覧を作成しております。担当区域や人数についても、前回から変更はございません。

スケジュール及び募集方法に関する説明は、以上でございます。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長

ご意見がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、農地利用最適化推進委員の募集要項として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

なお、お手元の募集要項は、公表前でございますので回収いたします。総会終了後、机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

続いて協議事項に入ります。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

協議事項につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてでございます。

本件については、昨年度に一度見直しを行うべく検討を進めておりましたが、同時期に国から制度改正に伴う各通知があり、農地利用最適化推進に関する取組内容が大幅に変更となったことから、見直しを見送っておりました。

それでは右上に協議事項：配付資料①と書かれたこちらの資料をご覧ください。本件の概要とスケジュールでございます。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされており、本市においても平成29年12月7日付にて指針を策定しております。まずはこの指針の内容について、簡単に説明させていただきます。

本日、右上に協議事項：配付資料②と書かれた船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を添付しております。こちらをご覧ください。簡単に説明いたします。

まず1ページ目、第1、基本的な考え方について、こちらは概要版としまして、船橋市の農業の現状と問題点を踏まえて、農地等の利用の最適化を推進するための具体的な目標と推進方法を定める旨の記載をしております。

続いて2ページに移ります。2ページ以降は、遊休農地対策・農地利用集積・新規就農、農地利用最適化の推進に関する3つ柱について、それぞれ分けた内容となっております。

まず第2、具体的な目標と推進方法の1番につきましては、遊休農地の解消面積の目標や、発生防止・解消のための具体的な対策・推進方法を記載しております。

続いて3ページに移ります。

2番は、担い手への農地利用集積面積の目標や、その具体的な対策・推進方法となっております。

最後、4ページに移ります。

3番は、新規参入の促進に係る目標や、その具体的な対策・推進方法を記載しております。ここまでよろしいでしょうか。

それでは配付資料①の1. 概要のほうに戻ります。

この指針につきましては、先にもお伝えしたとおりでございますが、農業委員会等に関する法律に基づき定めております。この度、令和5年4月1日施行にて、農業委員会等に関する法律の一部改正が予定されております。そこで、この法改正及び今までの各制度改正点等を踏まえ、この指針について、既に作成している農業委員会においても、適正に修正するよう、全国農業会議所から依頼がございました。この点につきましては、右上に協議事項：配付資料③と書かれた資料をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。

この通知自体は、指針の修正をするに当たって、参考例を配付するという旨の内容になっており、「既に作成している農業委員会においても、法改正を踏まえ、適正に修正いただくようお願いいたします。」という形で依頼が来ております。

では、具体的に農業委員会等に関する法律がどのように変更されるのかは、改正農業委員会法第7条（令和5年4月1日施行）に書かれております。ここの黄色い網かけの部分を読み上げさせていただきます。まず、農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めなければならない。」とされており、今まで努力義務だったものが、定めなければならないということで、義務化されております。そしてこの第7条第1項第3号に「第1号の目標の達成状況の評価の方法」とありますが、今まで1号の目標と2号の推進の方法を定めていればよかったのですが、今後につきましては、3号にあります通り、目標の達成状況の評価する方法も定めなければならないということで追加されております。

そして第7条第2項として、「農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、前項の指針を変更しなければならない。」と新たに追記されております。

以上のことから、この指針の見直しについて、協議をお願いしたいと思います。

なお、改正される同法第7条第3項の規定により、「指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。」とされている他、第4項の規定により、「これを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」と定められております。

また、スケジュールについては、配付資料①に戻りますが、①の2、スケジュールというところに記載しております。こちらは今

年度中の見直し及び公表が望ましいと考えております。

説明は以上でございます。

議長

本件について、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員

例えば遊休農地の解消目標について、管内の農地面積が変化するとし、遊休農地の割合を算出する際の母数が変わるが、このときどのように評価を考えているか。

議長

事務局。

事務局

委員おっしゃるとおり、毎年母数が変わる中で、10年の目標について指針で定めるとされておりますが、個々具体的な単年度の目標については、単年度ずつの毎年の目標の設定と点検評価で行うことになっておりますので、個別の1年ごとの評価は、そこでできるかと思えます。

この指針については、長期目標として作成しなければなりません、状況等を踏まえ、3年毎に見直しをするという文言が付け加えられておりますので、適正に母数の変化等についてもそこで拾う形になると思えます。

石山委員

分かりました。

議長

ほかにご意見はございませんでしょうか。高橋委員。

高橋委員

この件に関して、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思えます。

議長

ただいま高橋委員より、農政小委員会に付託するとご意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それは採決いたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、付託することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局

それでは報告させていただきます。

報告事項（１）農地法第３条の３の届出に係る受理通知書の交付について、議案書１１ページに記載のとおり、１件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１２ページから１４ページに記載のとおり、１１月中に１７件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１５ページから１８ページに記載のとおり、１１月中に１６件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書１９ページに記載のとおり、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（５）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書２０ページに記載のとおり、２件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（６）農地の転用事実に関する照会について、議案書２１ページに記載のとおり、２件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（７）船橋都市計画生産緑地地区の変更について、議案書２２ページに記載のとおり、市長より通知がありました。全部廃止が５地区、一部廃止が６地区、新規追加が１地区、一部追加が２地区ありました。

変更後の生産緑地地区については、合計で４８２地区、１６８.５３ヘクタールとなります。

事務局で資料を保管しておりますので、詳細を確認されたい方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

報告事項（８）令和４年農作業料金・農業労賃に関する調査の回答についてでございます。

１２月に実施いたしました令和４年農作業料金・農業労賃に関する調査について、皆様よりご回答いただいた内容の取りまとめを行いましたので、千葉県農業会議へ回答いたします。今後、千葉県農業会議より標準農作業料金について通知があり次第、お知らせ

させていただきます。

なお、本調査について詳細を確認されたい方は、後ほどお申し出くださるようお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後3時54分)

次に、事務連絡がございます。

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農政小委員長より、連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

議長

次に、農委だより編集委員会委員長より、連絡事項がございます。

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時58分第1回農業委員会総会の閉会を宣言した。